

純

2011年12月29日、韓国国会の臨時総会において、公認会計士の税務士資格の自動付与を廃止する税務士法改正案が可決された。その経緯と意義を検討したい。

前提

韓国公認会計士は、日本の弁護士と同じように公認会計士法により公認会計士の名称で税務代理ができる。日本の公認会計士は自動付与により税理士の資格を取得しないと税務代理が出来ない。

韓国税務士法改正経緯

韓国に税務士制度が創設されたのは1961年、1972年の税務士法改正で大幅な資格制度の整備を行い、国税や地方税行政事務10年以上の者、修士、博士、大学教授、高等考試合格者に対する自動資格付与を廃止した。税務士には、イ 税務士試験に合格した者、ロ 国税（関税を除く）行政事務10年以上の者で一般職3級（現行5級事務官）以上の公務員として5年以上在職した者、ハ 公認会計士、ニ 弁護士、とした。注意しなければならないのは、ロ、ハ、ニ、の人たちは税務士会に登録如何に係わらず、勝手に、名刺や看板などに税務士として表記できたことである。

1999年の改正で、ロ、の OB に対する自動資格が廃止され（一部免除制度に転換）、税務士の資格はイ、ハ、ニの人たちだけに付与されることとなった。

2003年には、「公認会計士などには、税務士資格を与えて、その代わり名称の使用は禁止される」という税務士名称独占の改正によってハ、ニ、の人たちも公認会計士合格、即、税務士というのではなく、税務士の資格を自動付与により取得し、登録しないと税務士を名乗れないこととなった。

そして2011年の改正で、公認会計士試験に合格しても税務士資格は自動的に付与されないこととなり、税務士の資格取得は、税務士試験に合格した者、弁護士のみとなった。

改正の理由

今回の改正理由は、「税務士制度施行初期において、資格試験合格者の不足を補完するため公認会計士に対し税務士資格を自動付与したが、現在は、専門税務士を十分に供給しているし、一定の経歴を備えている国税公務員に与えられた税務士資格自動取得制度も、試験科目の一部免除制度に転換されたので、税務士試験に合格しなかった公認会計士に対する税務士資格の自動付与を廃止しようとするものである。」としている。

意義と今後

韓国において、税務士の税務代理人としての評価は高く、公認会計士の者も税務士を登録して税務代理を行っていた現状が、公認会計士の名称を持って税務代理をすることになり、韓国の納税者にとっても判断がしやすく納税者のための改正だと評価できる。

日本においては、税務代理は税理士の独占業務で、税の専門家は税理士だけというのが

現制度だ。それゆえ公認会計士法に税務代理が入っていない。

さらに、税の専門家の資質を問うのが税理士試験とすると、公認会計士、弁護士に、自動的に資格を付与するのは合理的な制度とは言えず、改正しなければならない。

ただ、韓国では免除者の排除を何回かの改正で行ってきており、それゆえ今改正が成立したといえる。また、いままでの改正が行われてきたゆえに税務士の税務代理人としての地位を高めてきたといえる。

日本においても OB 等の免除規定の改正を行わなければ一歩も進まないのでは。